税務訴訟資料 第268号-43 (順号13148)

東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 相続税更正処分等取消請求事件 国側当事者・国(横浜南税務署長) 平成30年4月24日棄却・確定

判

原告
甲

同訴訟代理人弁護士 伊東 克宏 同 磯田 裕之

同補佐人税理士 岡本 恭幸

被告

同代表者法務大臣 上川 陽子

処分行政庁 横浜南税務署長

岡田 安常

指定代理人 別紙1指定代理人目録のとおり

主

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

横浜南税務署長が原告に対し平成22年11月●日相続開始の被相続人乙に係る相続税について平成26年7月8日付けでした更正処分(同年12月4日付け異議決定による一部取消し後のもの)のうち課税価格8284万7000円及び納付すべき税額603万1000円を超える部分並びに過少申告加算税賦課決定処分(同日付け異議決定による一部取消し後のもの)のうち過少申告加算税額44万4000円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、税理士であった亡乙(平成22年11月●日死亡。以下「亡乙」という。)の長女であり、自らも税理士として亡乙の経営する税理士事務所に勤務していた原告が、亡乙の相続(以下「本件相続」という。)に係る相続税の修正申告をしたところ、横浜南税務署長(処分行政庁)から、本件相続に係る相続財産(以下「本件相続財産」という。)の価額が過少に申告されたとして、相続税の更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正処分等」ということがある。)を受けたため、被告を相手に、本件更正処分等(ただし、平成26年12月4日付け異議決定による一部取消し後のもの。以下、本件の取消請求の対象となる処分を示す場合は同じ。)の取消しを求める事案である。

本件においては、亡乙の妻である丙(以下「丙」という。)名義の口座で管理されていた有価証券及びこれに係る配当期待権(別表7-2、同7-3及び同9-2に記載のもの。総額1

億4907万7606円。以下、これらを併せて「本件丙名義有価証券等」という。)の一部が本件相続財産に含まれるか否かが争われている。すなわち、原告のした修正申告においては、本件丙名義有価証券等のうち、その45%に相当する部分が本件相続財産に含まれるとされていたのに対し、本件更正処分等においては、その全部が亡乙の資産を原資として形成されたものとして本件相続財産に含まれるとされており、本件訴訟において被告もこれと同旨の主張をしている。これに対し、原告は、亡乙から原告に支払われた給与を原資として丙名義で購入された有価証券が、本件丙名義有価証券等のうちの相当部分を占めていることや、その購入が、原告と亡乙との組合契約に基づき、その組合の事業執行として行われたものであることなどから、本件丙名義有価証券等のうち少なくともその価額の2分の1に相当する部分(以下「本件係争部分」という。)は原告に帰属し、本件相続財産に含まれない(したがって、これに反する限度で本件更正処分等は違法である。)旨を主張している。

1 前提事実(争いのない事実、顕著な事実及び掲記の証拠により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

- ア 亡乙(昭和 \oplus 年 \oplus 月 \oplus 日生)は、平成22年11月 \oplus 日に死亡した(以下、この日を「本件相続開始日」という。)。丙(昭和 \oplus 年 \oplus 月 \oplus 日生)は、亡乙の妻であり、原告(昭和 \oplus 年 \oplus 月 \oplus 日生)及び丁(昭和 \oplus 年 \oplus 月 \oplus 日生。以下「丁」という。)は亡乙と丙との子である(以下、原告、丁及び丙を併せて「本件共同相続人ら」という。)。
- イ 亡乙は、平成16年6月14日付けで、次の(ア)~(ウ)の内容を記載した自筆証書 遺言(以下「本件遺言書」という。)を作成し、本件遺言書は、平成23年2月2日、横 浜家庭裁判所において検認された。なお、本件遺言書において、丁に相続させる旨の記載 はない。(甲7、乙1)
 - (ア) 横浜市西区所在の土地及び家屋並びに同市金沢区所在の土地に係る亡乙の持分等は、 原告に相続させる。
 - (イ) 横浜市金沢区所在の家屋については原告と丙に相続させるが、それぞれの取得分については2人で相談して決めること。
 - (ウ) 不動産以外のものは原告と丙に相続させる。ただし、いずれが何をいくら取得するかについては、2人で相談して決めること。

(2) 課税処分等の経緯

- ア 原告は、丙及び丁とともに、平成23年9月12日、本件相続に係る相続税について、別表1の「当初申告」欄のとおりに記載した申告書を横浜南税務署長に提出した。この申告は、本件相続財産の総額を1億2894万0771円とするものであり、亡乙名義の証券投資信託の受益証券(合計1643万8386円)等のほか、丙名義のA証券株式会社(以下「A証券」という。)の本店口座及び横須賀支店口座で管理されている有価証券につき、その40%に相当する額(合計5949万6947円)が本件相続財産に含まれるとするものであった。(甲1。以下、丙名義の上記各口座のうち、前者を「A本店丙口座」、後者を「A横須賀丙口座」といい、両者を併せて「丙各証券口座」という。なお、A証券の本店及び横須賀支店に存する亡乙名義及び原告名義の各口座についても、同様に、「A本店乙口座」及び「A横須賀乙口座」、「A本店原告口座」及び「A横須賀原告口座」といい、丙名義の上記各口座と併せて「本件各証券口座」という。)
- イ 原告は、平成26年2月7日、本件相続に係る相続税について、別表1の「修正申告」

欄のとおりに記載した修正申告書(以下「本件修正申告書」といい、これに基づく申告を「本件修正申告」という。)を横浜南税務署長に提出した。この修正申告は、丙各証券口座で管理されている有価証券及びこれらに係る配当期待権(本件丙名義有価証券等)のうち、その45%に相当する額(合計6946万7763円)が本件相続財産に含まれるものとして相続税の額を計算するものであった。(甲2)

他方、丙は、横浜南税務署長に対し、本件丙名義有価証券等の全部の価額が本件相続財産に含まれるものとして相続税の額を計算した平成25年12月3日付け及び平成26年7月8日付け各修正申告書を提出した(乙7、25、26)。

- ウ 横浜南税務署長は、平成26年3月26日付けで、原告に対し、別表1の「加算税賦課 決定処分」欄記載のとおり、本件修正申告に基づく過少申告加算税賦課決定処分をした。
- エ 横浜南税務署長は、平成26年7月8日付けで、原告に対し、別表1の「更正処分等」 欄記載のとおりの内容の本件更正処分等をした。

本件更正処分等は、①原告が本件修正申告において45%の限度で本件相続財産に含まれるとした本件丙名義有価証券等は、その全部の価額が本件相続財産に含まれるものであること、②A本店原告口座及びA横須賀原告口座で管理されている有価証券(A本店原告口座について合計約3113万円、A横須賀原告口座について合計約1606万円)の一部も、本件相続財産に含まれるものであることを理由とするものであった(甲3)。

- オ 原告は、平成26年9月5日、本件更正処分等を不服として、別表1の「異議申立て」 欄記載のとおりの内容の異議申立てをしたところ、横浜南税務署長は、同年12月4日付けで、本件丙名義有価証券等についてはその全部の価額が本件相続財産に含まれるが、原告名義の有価証券(上記工②)についてはその全部の価額につき本件相続財産に含まれないとして、別表1の「異議決定」欄記載のとおり、本件更正処分等を一部取り消す旨の決定をした。
- カ 原告は、平成26年12月25日、国税不服審判所長に対し、別表1の「審査請求」欄 記載のとおり審査請求をした(以下「本件審査請求」という。)。
- キ 国税不服審判所長は、平成27年12月9日付けで、本件審査請求を棄却する旨の決定 をした。
- ク 原告は、平成28年6月2日、本件訴えを提起した(顕著な事実)。

(3) 亡乙の事業等

亡乙は、昭和21年頃から税務職員として勤務した後、昭和55年に退官して平成22年 に死亡するまでの間、横浜市西区に開設した自らの事務所において税理士業を営んでいた。 原告も、昭和60年に税理士登録をした後、税理士として上記事務所に勤務していた。丙は、 昭和35年に亡乙と結婚し、少なくとも亡乙が昭和55年頃に上記事務所を開設してから6 年程度は、上記事務所の事務員として税理士業務を補助していた。

亡乙は、横浜南税務署長に対し、丙及び原告をそれぞれ専従者とする青色事業専従者給与 に関する届出書を提出していた(乙2、3の1~6)。

- (4) 本件相続開始時における亡乙、原告及び丙の各名義の資産等
 - Y 本件相続開始時における亡乙名義の資産は、家屋については別表 6 、有価証券については別表 7-1 、現金及び預貯金等については別表 8 、その他については別表 9-1 に記載のとおりであった。

- イ 本件相続開始時における原告名義の資産は、別表11記載のとおり、預貯金が合計約300万円、有価証券が合計約5652万円、生命保険等が合計約7425万円であり、これらの総計は1億3378万6592円であった(乙9)。なお、同表(2)記載の有価証券のうち、「A証券株式会社本店」欄記載の評価額907万5595円の株式については、本件更正処分等(上記(2)エ)においても、本件相続財産に含まれないとされていたものである。
- ウ 本件相続開始時における丙名義の資産(ただし、本件丙名義有価証券等を除いたもの)は、別表12記載のとおりであり、預貯金等が合計約1521万円、生命保険等が合計約4670万円であり、これらの総計は6191万5274円であった(乙8)。
- 2 本件更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

被告が本件訴訟において主張する、本件更正処分等の根拠及び適法性に関する主張は、別紙 2のとおりである。原告は、後記4の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及 び計算方法を争わない。

3 本件の争点

相続税法は、相続により財産を取得した個人で当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有するものについては、その者が相続により取得した財産の全部に対し相続税を課する(2条1項、1条の3第1項1号)旨、及び、相続税の課税価格は当該相続により取得した財産の価額の合計額とする(11条の2第1項)旨を定めている。

本件の争点は、本件丙名義有価証券等のうち本件係争部分が、上記の「相続により取得した 財産」、すなわち本件相続財産に含まれるか否かであり、とりわけ、本件丙名義有価証券等の 上記部分が、亡乙の原告に対する給与を原資として形成されたものか否かが争われている。争 点に関する当事者の主張の要旨は、別紙3記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件丙名義有価証券等のうち本件係争部分は、亡乙の原告に対する給与を原資として形成されたものではなく、亡乙の資産を原資として形成されたものと認められるから、これを本件相続財産に含まれるものとしてされた本件更正処分等は適法であり、原告の請求は乗却すべきものと判断する。その理由の詳細は、次のとおりである。

1 認定事実

前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 亡乙の事業等

ア 亡乙は、昭和21年頃から税務職員として勤務した後、昭和55年に退官して横浜市西 区に自らの事務所を開設し、平成22年に死亡するまでの間、同事務所において税理士業 を営んでいた。

原告は、昭和58年頃から上記事務所での勤務を開始し、昭和60年に税理士登録をした後は、当初の2か月間程度、研さんの趣旨で他の事務所に勤務したほかは、亡乙の上記事務所に勤務し、亡乙が死亡するまで同人とともに税理士の業務を行うとともに、実家での居住を続け、亡乙及び丙と生活を共にしていた。丙は、昭和35年に亡乙と結婚し、少なくとも亡乙が上記事務所を開設してから6年間程度は、上記事務所の事務員として税理士業務を補助していた。他方、丁は、大学を出てすぐに会社員となり、平成15年に結婚した後は実家から独立して生活を営んでいた。(甲7、21、22、24)

イ 亡乙は、昭和55年10月30日、横浜南税務署長に対し、丙を専従者とする青色事業 専従者給与に関する届出書を提出し(乙2)、昭和57年3月15日、同届出書に記載し た給与の金額等に変更が生じたとして、変更届出書を提出した(乙3の1)。また、亡乙 は、昭和58年3月15日、原告も専従者に加えるとともに、丙の給与の金額の変更に係 る変更届出書を提出し(乙3の2)、その後、さらに各人の給与の金額等の変更に係る変 更届出書を提出した(乙3の3~6)。

これらの届出書(変更届出書を含む。)によれば、丙に係る青色事業専従者給与の額は、当初において月10万円(賞与は年2回 [各3か月分以内])、昭和57年1月以後において月15万円(賞与は年2回 [各4か月分])、昭和58年1月以後において月20万円(賞与は年2回 [各4か月分])、昭和61年1月以後において月20万円(賞与は年2回 [各4か月分])、平成元年1月以後において月30万円(賞与は年2回 [各4か月分])、平成2年1月以後において月40万円(賞与は年2回 [各5か月分以内])、平成15年7月以後において月30万円(賞与は年2回 [各5か月分以内])であった。また、原告に係る青色事業専従者給与の額は、昭和58年1月以後において月15万円(賞与は年2回 [各4か月分])、昭和61年1月以後において月20万円(賞与は年2回 [各4か月分])、平成元年1月以後において月30万円(賞与は年2回 [各4か月分以内])、平成2年1月以後において月40万円(賞与は年2回 [各5か月分以内])、平成15年7月以後において月50万円(賞与は年2回 [各5か月分以内])、平成15年7月以後において月50万円(賞与は年2回 [各5か月分以内])、平成15年7月以後において月50万円(賞与は年2回 [各5か月分以内])、であった。(乙3の1~6)

ウ 亡乙の平成17年分から平成22年分までの所得税に係る各確定申告書(甲12~14、 16~18)に記載された収入金額(事業所得、給与所得、雑所得に係るもの)は次のと おりであり(単位は円)、これらの収入金額から源泉所得税に係る所得税及び社会保険料 を控除した金額の合計額は、1億1640万4690円であった(乙4)。

	事業 (営業等)	給与	雑(公的年金等)
平成17年分	20, 234, 950	2, 342, 400	2, 920, 700
平成18年分	15, 817, 500	2, 342, 400	2, 914, 832
平成19年分	18, 910, 000	2, 342, 400	2, 911, 900
平成20年分	16, 432, 950	2, 342, 400	2, 911, 900
平成21年分	13, 466, 550	2, 342, 400	2, 911, 900
平成22年分	10, 564, 500	2, 292, 400	2, 426, 584

(2) 丙及び原告の収入及び資産

ア 原告の所得

原告に係る所得税の確定申告書に記載された収入金額(ただし、平成17年分から平成22年分までのもので、株式の譲渡所得を除いたもの)は、別表13-1記載のとおりであり、これらの収入金額から必要経費及び源泉税額を控除した金額の合計額は、5160万1721円であった(25044~49)。

イ 本件相続開始日当時における原告名義の資産等

原告は、税理士の資格を取得し、亡乙の事務所で勤務するようになってからも、亡乙及 び丙とともに実家で生活し、家賃や水道光熱費等の生活費は亡乙が負担していた。また、 原告は、亡乙から受ける給与(専従者給与相当額)のほか、自らの顧客からの報酬等の個 人収入を得ており(平成17~22年については、別表13-1の「事業」欄及び「給与 (専従者給与相当額)」欄参照)、亡乙からの給与については貯蓄することができた。原告が亡乙から受ける給与の管理及び運用は、亡乙又はその意を受けた丙に委ねられ、原告名義で契約した生命保険や共済保険の保険料に充てるほか、原告名義で購入する株式の購入資金に充てるなどされていた。なお、原告の個人収入については、原告自身が管理する預金口座に入金され、原告は金銭が必要なときは同口座から引き出していた。(甲21~23)

本件相続開始時における原告名義の資産は、別表11記載のとおり、預貯金が合計約30万円(本件相続開始直前に亡乙名義の預金口座から原告名義の預金口座に入金された798万円を控除した後の金額)、有価証券(配当期待権を含む。)が合計約5652万円、生命保険等が合計約7425万円の総計1億3378万6592円であった。

ウ 本件相続開始日当時における丙名義の収入及び資産

丙の収入は、亡乙からの青色事業専従者給与(前記(1)イ)であったところ、丙が横 浜南税務署長に提出した平成15年分から平成22年分までの所得税に係る確定申告書等 によれば、給与の額は、別表14のとおり、平成17年までは280万円であり、その後 は漸次減少して、平成18年においては180万円、平成21年においては96万円、平 成22年分においては48万円であった。これらの給与所得に加え、公的年金等の雑所得 を含めた収入金額から、必要経費等を控除した金額の合計額(平成15年分から平成22 年分まで)は、3244万5985円であり、その1年当たりの平均額は約406万円で あった。

また、本件相続開始時における丙名義の資産(本件丙名義有価証券等を除く。)は、別表12記載のとおりであり、預貯金等が合計約1521万円、生命保険等が合計約4670万円であり、これらの総計は6191万5274円であった。(以上について、乙8、10、12、26~41)

なお、本件丙名義有価証券等の内訳及び本件相続開始時の評価額は、別表 7-2 (A横 須賀丙口座に係る有価証券。合計約6979万円)、別表7-3 (A本店丙口座に係る有 価証券。合計約7874万円)及び別表9-2 (上記各有価証券に係る配当期待権。合計 約53万円)に記載のとおりであり、これらの総計は1億4907万7606円であった。

(3) 亡乙、原告、丙及び丁の各名義の預金口座及び本件各証券口座間の資金移動等

ア 亡乙名義の現金及び預貯金

本件相続開始時における亡乙名義の現金及び預貯金は、別表8順号1から15までに記載のとおりであり、その合計は2945万1411円であった。

イ 亡乙、原告及び丙の各名義の証券取引口座の開設等

(ア) A証券本店には、いずれも平成18年5月22日付けで、亡乙、原告及び丙の各名義で証券総合取引口座の開設の申込みがされ、また、A証券横須賀支店には、平成12年7月21日から平成13年12月10日にかけて、順次、証券総合サービスの利用等の申込みがされ、これらにより本件各証券口座が開設された。(甲4)

本件各証券口座の開設は、原告名義のものも含めて、いずれも亡乙又はその意を受けた丙によるものであり、本件各証券口座の管理及び運用についても同様であった。ところが、丙が自らの判断で行った株式の取引により多額の譲渡損失が生じたことから、それ以降は専ら亡乙が株式の取引を行うようになり、上場株式等の譲渡損失の損益通算等

- の制度を活用して、丙が出した譲渡損失による被害を軽減するべく、丙名義の口座を積極的に活用して取引を行うようになった(甲22。なお、同号証における原告の陳述によれば、上記の損益通算等の制度は平成21年から導入されたものであるところ、同年以降における原告名義の口座から丙名義の口座への資金移動はほとんど見られず〔乙6〕、原告の出捐をもって丙名義で株式等の取引が行われたと認めることはできない。)。
- (イ)本件各証券口座における有価証券の相続税評価額をみると、A本店乙口座及びA横須賀乙口座については、別表7-1記載のとおり合計1643万8386円であった。他方、A横須賀丙口座については、別表7-2記載のとおり合計6979万9600円であり、A本店丙口座については、別表7-3記載のとおり合計7874万3421円であった(総計1億4854万3021円)。そして、別表11の「(2)有価証券」欄記載のとおり、A本店原告口座については、合計4020万9117円であり、A横須賀原告口座については、合計1606万5152円であった(総計5627万4269円)。
- ウ 亡乙、原告、丙及び丁の各名義の預金口座及びその管理状況等
- (ア)本件相続開始日当時において亡乙名義の預金口座があった金融機関は、別表 8 順号 2 \sim 15の各「金融機関等」欄に記載された、B銀行等の金融機関である。前記(1)ウ 記載のとおり、亡乙に係る平成17年分から平成22年分までの収入は合計1億1640万4690円(源泉所得税に係る所得税等を控除した後の金額)であったところ、同順号10~14の各口座には、その90%以上に相当する1億0759万6110円が入金されていた。(甲4、乙4)
- (イ) また、上記(ア)記載の金融機関のうち、B銀行には原告及び丙の各名義の預金口座が、C銀行金沢八景支店には原告、丙及び丁の各名義の預金口座及び投資信託口座が、それぞれ開設されており(甲4)、原告については、D銀行横浜中央支店にも原告名義の預金口座が開設されていた。
- (ウ)上記(ア)及び(イ)各記載の預金口座(以下、それぞれの名義ごとに「亡乙名義預金口座」などといい、これらを併せて「本件各預金口座」という。)は、いずれも、亡乙又はその意を受けた丙により開設されたものであり、原告は原告名義預金口座の管理を基本的に亡乙及び丙に委ねていた(甲4)。また、丁についても、丁名義預金口座の開設及び同口座の管理に関与しておらず、丁自身、同口座は亡乙が丁名義で有価証券取引を行うためのものと認識していた(乙65。なお、丁名義でE証券〔現在のF証券〕の取引口座も開設されているが、丁が同口座を開設したことはなく、自ら同口座における取引をしたこともなかった。)。

エ 丙各証券口座における資金移動

(ア) 平成17年1月1日から本件相続開始日までの間において、本件各証券口座と本件各預金口座との間で、あるいは、本件各預金口座相互間で、現金の引出及び振込を伴う頻繁かつ複雑な資金の移動が行われた。これらの資金移動は、名義を同一にする口座間で行われる場合(例えば、平成17年1月14日にA横須賀丙口座から出金された212万8000円が丙名義預金口座に入金されるなど)もあったが、全体としてみれば、名義を異にする口座間で行われる場合の方が多かった(例えば、平成17年1月14日に亡乙名義預金口座から出金された合計200万円がA横須賀原告口座に振り込まれるな

- ど)。ある預金口座又は証券口座からの出金をどの預金口座又は証券口座に入金するかについて、何らかの対応関係があるとは認められないが、名義を異にする口座間の移動状況についてみると、亡乙名義の口座から丙名義の口座への移動が最も頻繁かつ多額である(6845万9500円)。また、原告名義の口座から亡乙及び丙の各名義の口座への移動(32万4000円、929万9000円)も存する一方、亡乙及び丙の各名義の口座から原告名義の口座への移動(1596万1750円、2885万8000円)は、これを遙かに上回っている。(乙6、10~24)
- (イ) そして、丙各証券口座への入金及び同各口座からの出金のそれぞれの合計額をみると、入金合計額は1億1903万2280円、出金合計額は1918万7000円であり、 丙各証券口座には、これらの差額である9984万5280円の資金流入(当該口座における入金と出金のそれぞれの合計額を比較した場合に、入金合計額の方が多いときをいう。これとは逆に、出金合計額の方が多いときは「資金流出」という。以下同じ)が認められる。そして、上記資金流入9984万5280円のうち、8571万5280円は丙名義預金口座からのものであり、564万円(A横須賀丙口座のみ)は亡乙名義預金口座からのものである。(乙6別表2)

オ 丙名義預金口座における資金移動等

(ア) 丙各証券口座への8571万5280円の資金流入(上記エ(イ))がされた丙名義預金口座には、平成17年1月1日から本件相続開始日までの間に、①亡乙名義預金口座から5679万0500円(この金額は、乙6別表1の「亡乙→丙」欄の合計額6845万9500円から「丙→亡乙」欄の合計額602万9000円を控除し、さらに、上記エ(イ)のとおり亡乙名義預金口座からA横須賀丙口座に流入した564万円を控除した金額である。)、及び、②丁名義預金口座から1897万2000円(この金額は、乙6別表1の「丁→丙」欄の合計額2397万2000円から、丁名義預金口座からA横須賀丙口座に流入した合計500万円〔乙6別表1の8頁の平成18年12月27日の入出金取引参照〕を控除した金額である。)を合計した7576万2500円の資金流入があり、これに加え、丙の年金及び保険金収入合計3183万8873円並びに丙名義の有価証券に係る受取配当金合計707万5379円の入金(乙6別表3)が認められる。

また、丙名義預金口座については、前記工の丙各証券口座への資金流出のほか、原告名義の証券口座及び預金口座への2004万9000円の資金流出(この金額は、乙6別表1の「丙→原告」欄の合計額2885万8000円から880万9000円〔乙6別表1の「原告→丙」欄の合計額929万9000円から、同表4頁のA横須賀丙口座における平成17年12月6日の入金100万円に係る原告名義預金口座からの入金49万円を除いた金額〕を控除した金額である。)や保険料の支払に係る927万8579円の出金が認められる。(乙6)

(イ) 丙名義預金口座の残高は、平成17年1月1日時点で361万5460円、本件相続 開始日時点で1521万2776円であり、1159万7316円増加している(乙 6)。

2 争点について

(1) 本件においては、本件丙名義有価証券等のうち本件係争部分が本件相続財産に含まれるか

否かが争われている。相続税の課税物件である財産の法律上の帰属については、当該財産の名義によるのみでなく、その実質に即した認定判断をすべきものであり、とりわけ、親族間においては、例えば夫が妻や子の名義を借りて自らの資産を原資として有価証券取引に係る口座を開設し、当該口座で取引を行うこともまれではないといえることに照らすと、上記の認定判断に当たっては、当該財産の名義のほか、当該財産の取得(その購入の原資となった資産の取得を含む。以下同じ)が誰の出捐によるものか、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等の各事情を総合考慮して認定判断することが相当である。

そして、本件においては、本件丙名義有価証券等がその名義人である丙に帰属するものでないこと、及び、本件丙名義有価証券等のうち本件係争部分を除く部分が本件相続財産に含まれることについては、当事者間に争いがなく、本件係争部分につき本件相続財産に含まれるか否か(亡乙に帰属するものか否か)が争われているのであるから、本件丙名義有価証券等の取得は亡乙の出捐によるものか、それとも、原告の出捐によるものかが特に問題となる。また、これらの出捐に関する問題を検討する前提として、亡乙及びその家族の資産がどのように管理されてきたのかについても検討する必要がある。

(2) そこで、まず、亡乙及びその家族の資産の管理状況等につき検討すると、前記認定事実によれば、亡乙は、税務署を退官した後に税理士事務所を開業し、これによる事業収入を得る一方、妻である丙及び子である原告に対しては青色事業専従者給与として給与を支払ったとして、当該給与相当額を自らの収入から控除して所得税の申告をしていた(前記1(1)ア〜ウ)。もっとも、税理士である原告が昭和60年頃から亡乙とともに税理士の業務を行っていたのに対し、丙が亡乙の事務所において事務員の業務を行っていたのは、昭和55年頃から6年間程度にすぎず、それ以降においては給与の対象となるような労務提供の実態はなかった上、丙の収入は、上記の青色事業専従者給与を除けば、年金等に限られていた。また、亡乙の子である丁については、会社員として稼働し、結婚後独立して生活していたため、経済的にも亡乙から独立していた。

このように、経済的に独立していた丁の関係を除けば、亡乙の一家の収入は、主として、 同人の事務所で営まれていた税理士業の収入により成っていたものであり、亡乙はその収入 により得られた資産の管理及び運用を、原告への青色事業専従者給与として支払われた分も 含めて、自ら又はその意を受けた丙を通じて行っていたものと認められる(前記1(1)ア、 イ、(2)ア〜ウ)。

そして、亡乙は、上記のような一家の資産の管理及び運用のために、独立していた丁の名義をも利用して、亡乙、丙、丁及び原告の各名義で預金口座(本件各預金口座)を開設するとともに、これらの名義で有価証券取引の口座(本件各証券口座のほか、丁の名義の口座を含む。)を開設して、これらの預金口座相互間及び預金口座と証券口座との間で頻繁かつ複雑な資金のやり取りをしながら、証券取引等を通じた資産の形成を行ってきたものである。本件丙名義有価証券等の取引が行われた丙各証券口座もまた、このような中で開設されたものであり、亡乙による一家の資産の管理及び運用のために丙の名義を利用したものであった。(前記1(3)ア〜エ)

(3)以上を前提として、本件丙名義有価証券等の取得に係る出捐につき、亡乙がその全額を出捐したか否かについて検討する。

- ア 前記認定事実によれば、丙各証券口座には、合計9984万5280円の資金流入があり(前記1(3)エ(イ))、これが本件丙名義有価証券等の購入の原資となったと認められるところ、上記9984万5280円の資金流入は、主として、①丙名義預金口座から入金された8571万5280円及び②亡乙名義預金口座から入金された564万円によるものと認められる。そして、上記①の丙名義預金口座への入金として、③亡乙名義預金口座からの5679万0500円、④丁名義預金口座からの1897万2000円、⑤丙名義の年金及び保険金の収入3183万8873円並びに⑥丙名義の有価証券に係る受取配当金707万5379円の各入金があったことが認められる(前記1(3)オ)。
- イ 上記のとおり、本件丙名義有価証券等の購入の原資のうち、亡乙名義預金口座から丙名 義の口座へ入金されたものは5679万0500円(上記③)及び564万円(上記②) の合計6243万0500円であるところ、亡乙名義預金口座の預貯金については亡乙の 資産であると推認される。また、丁名義預金口座から入金された1897万2000円 (上記④)についても、丁自身が同口座は亡乙が丁名義で有価証券取引を行うためのもの であると認識していたこと(前記1(3)ウ(ウ))に照らせば、その実質は、亡乙の資 産であったものと推認することができる。

さらに、丙名義の年金及び保険金の収入3183万8873円(上記⑤)及び丙名義の 有価証券に係る受取配当金707万5379円(上記⑥)についても、このうち年金収入 を除く部分が丙の固有の資産であったといえるかには疑問があり、少なくともその相当部 分は亡乙の資産により形成されたものと推認することができる。すなわち、丙に係る青色 事業専従者給与の額の推移(前記1(1)イ)や、丙の所得税の確定申告における平成1 5年分から平成22年分までの収入金額の1年当たりの平均額が406万円であったこと (前記1(2)ウ)、これらの給与以外には丙には年金等の収入しかなかったこと、丙名 義預金口座からはA本店原告口座等へ2000万円以上の資金が流出しているほか、約9 27万円が保険料の支払に充てられていることなどに照らせば、これらの収入による資産 形成にも限界があるといわざるを得ず、丙が原告との訴訟において丙の母親から3700 万円を相続した旨を供述していること(甲23)を踏まえても、本件相続開始時における 丙名義の資産(約6191万円[前提事実(4)ウ])のほかに本件丙名義有価証券等の 購入の原資となった資産を形成し得たといえるかには疑問がある。このことに加え、そも そも丙が亡乙の事務所において事務員の業務を行っていたのは、昭和55年頃から6年間 程度にすぎず、それ以降においては給与の対象となるような労務提供の実態はなかったこ とに照らすと、確定申告どおりの給与が丙に支払われていたのかにも疑問を抱かざるを得 ない。なお、丙自身、本件相続に係る相続税について提出した修正申告書において、本件 丙名義有価証券等の全部が本件相続財産に含まれるものとして相続税の額を計算して申告 をしており(前提事実(2)イ)、少なくとも上記申告の時点では本件丙名義有価証券等 の全部又は一部が自己に帰属する財産であるとの主張をしていないことからも、本件丙名 義有価証券等の購入の原資となった資産が亡乙に帰属するものであったことが裏付けられ るものといえる。

ウ 以上によれば、本件丙名義有価証券等の購入の原資となった9984万5280円については、その大半を占める8140万2500円(前記アの②~④の合計)が亡乙の出捐によるものと推認できること、そのほか、丙名義預金口座へ入金された保険金・配当金等

収入3891万4252円(前記アの⑤及び⑥の合計)についても、その相当部分が亡乙の資産により形成されたものと推認できることに照らせば、上記9984万5280円の全部につき亡乙に帰属するものであったと推認することができる。

エ これに対し、原告は、亡乙の平成17年分から平成22年分までの所得の金額は約33 07万円であるところ、亡乙は、この所得の中から、所得税や家族の生活費等、自宅及び 事務所のローン等を支払っている上に、本件相続開始時に約3000万円の預貯金等を有 していたのであるから、このほかに、本件丙名義有価証券の全部につきその購入の原資と なるような資産を有していたということは困難であり、亡乙以外の者からの資金流入がな ければ合理的な説明が困難である旨を主張する。

しかしながら、亡乙は、昭和21年頃から昭和55年まで税務職員として勤務し、その 後平成22年までの長年にわたり税理士業を営んでいたものであり、その間の収入により 相当の貯蓄があったと考えられるほか、原告の陳述(甲21)によれば、原告が税理士登 録をした昭和60年よりも前から株式等の取引をしていたことがうかがわれ、その取引に より得られた利益も相応にあったものと考えられる。また、亡乙は、平成12年から平成 13年にかけては亡乙、丙及び原告の各名義でA証券横須賀支店に口座を開設し、平成1 8年にはA証券本店にも上記各名義の口座を開設し、上記3名のほか丁の名義を含む預金 口座相互間における頻繁かつ複雑な資金移動を繰り返しながら株式の取引を含む資金運用 を活発に行っていたのである(前記1(3)イ、ウ)から、これらの証券口座(本件各証 券口座)を開設した時点においては、長年にわたる管理及び運用の成果として相当多額の 資産を形成していたと推認される。また、実際に、例えば亡乙名義のC銀行金沢八景支店 の普通預金口座(口座番号●●●●)には、亡乙に係る株式の売却代金(平成18年11 月28日の199万9000円、平成19年7月9日の123万9000円)や保険金収 入(平成17年4月28日の13万0691円、平成19年11月26日の624万40 84円)など、株式取引や保険加入等による資金の管理及び運用の結果として生じた収益 が振り込まれていたことが認められる(乙6、12)。

これらの事実に照らすと、亡乙は、原告が主張する種々の支出や本件相続開始時における預貯金等の額を踏まえても、なお本件丙名義有価証券等の全部について購入の原資を拠出することのできる十分な資力を有していたものと認められるから、原告の上記主張は採用することができない。

- (4) 次に、本件丙名義有価証券等の取得につき、原告が本件係争部分に係る出捐をした可能性の有無について検討する。
 - ア 前記(3)のとおり、本件丙名義有価証券等の購入の原資となった丙各証券口座への資金流入について、原告名義預金口座からの入金は含まれていない(むしろ、原告名義の口座から丙名義の口座への入金が合計929万9000円であるのに対して、丙名義の口座から原告名義の口座への入金は合計2885万8000円であり、後者の方が上回っている〔前記1(3)エ(ア)〕)。
 - イ 原告は、亡乙から受けた給与につきその全額の運用を亡乙に委ねており、亡乙はこれを 原資として本件各証券口座で管理されている株式等を購入したものであると主張する。

しかしながら、そもそも、原告が亡乙から受けた給与の額として主張する金額(平均月50万円程度、26年4か月による勤務の合計で1億5800万円)については、給与額

が月50万円に増額されたのは平成15年7月以降であり、それ以前においては月15万円から順次増額され、平成2年1月から平成15年6月までは月40万円にとどまっていたこと(前記1(1)イ)に照らせば、原告がその主張の金額の給与を受けていたとは認め難い。

また、原告は、別表 13-1 記載のとおり、平成 17 年から平成 22 年までの間に、所得税、住民税及び社会保険料として合計 675 万 6054 円(同表の各年度の「所得税、住民税及び社会保険料」欄記載の金額の合計額。 1 年当たり約 112 万円)を支払っており、これ以前にも相応の金額の所得税等を支払っていると認められるところ、これらを支払ってもなお、本件相続開始時において合計約 1 億 3378 万円の資産を有していたものであり(前記 1(2) イ)、これらの総計は原告が受けていた給与の額を大きく上回るものといえる(原告が主張する給与の額と比べても、若干上回る。)。

加えて、原告が本件相続開始時において有していた合計約1億3378万円の資産の内 訳は、預貯金が約300万円であったのに対して、有価証券が約5652万円であり、生 命保険等が約7425万円であったというのであるから、これらの有価証券や生命保険等 は亡乙による原告の給与の管理及び運用によって得られたものと認めることができ、上記 のとおり本件相続開始時における原告の資産の額が原告の得た給与の額を大きく上回って いるのも、このような亡乙による管理及び運用の結果であると解することができる。

そうすると、原告は、本件相続開始日当時において、原告の受けた給与に見合うだけの 資産(亡乙による管理及び運用により利益を得た分を含む。)を既に形成していたと認め られるのであり、このほかに、本件丙名義有価証券等の購入の原資となるような資産を有 していたとは認め難いから、原告の上記主張を採用することはできない。

ウ 原告は、上記イに関し、原告名義の生命保険等には原告が受けた給与が充てられたものではなく、亡乙においてその保険料等を負担していたものであるから、上記給与とは無関係である旨を主張し、原告本人はこれに沿う陳述をする(甲21)。

しかしながら、亡乙が、原告に対して支払った給与とは別に、原告名義の生命保険等の保険料を負担したことや、その保険料に相当する金額の贈与をしたことを認めるに足りる客観的な証拠はなく、税理士として稼働し、自らの収入を得ていた原告について、亡乙があえてそのような行為をする合理的理由も認められないから、原告の上記陳述を採用することはできず、原告の上記主張は理由がない。

エ また、原告は、前記イに関して、原告名義の資産の額と亡乙から受けた給与の額を比較 するのであれば、26年間の株式の運用により得た利益を考慮した上で、両者の多寡を判 断すべき旨を主張する。

しかしながら、本件相続開始時における原告名義の資産のうち有価証券約5652万円に関して、A本店原告口座は平成18年に、A横須賀原告口座は遅くとも平成13年に、それぞれ開設されたものである(前記1(3)イ)ところ、それ以前の株式取引の有無及び内容については不明である。また、原告名義の資産のうち生命保険等が約7425万円であることに照らせば、亡乙による原告の給与の運用については生命保険等の保険料に充てることが中心であったとも考えられ、原告の給与について株式等の運用により上記に認定した以上の利益を上げたことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、原告の上記主張は、前記イで説示した認定判断を左右するものとはいえない。

- (5)以上のとおり、亡乙は、自らの事務所で営んでいた税理士業の収入につき、亡乙、丙、丁及び原告の各名義を利用して資産の管理及び運用を行ってきたものであり、丙各証券口座もその中で開設されたものであるところ(上記(2))、本件丙名義有価証券等の購入の原資として、丙各証券口座又は丙名義預金口座に、亡乙名義預金口座及び亡乙の資産と推認される丁名義預金口座からその大半を占める資金が流入しているほか、丙名義の保険金や配当金の収入についても、その相当部分が亡乙の資産により形成されたものと推認できることから、上記購入の原資となった9984万5280円についてはその全部が亡乙に帰属するものであったと推認することができるものである(上記(3))。他方、原告名義預金口座からは、本件丙名義有価証券等の購入の原資となるような資金流入は認められず、また、原告が亡乙から受けた給与及びその運用により得られた収益については、既に原告名義の資産として形成されているものと認められ、このほかに、本件丙名義有価証券等の購入の原資となるような資産を原告が有していたとは認め難い(上記(4))。これらに照らせば、本件丙名義有価証券等は、その全部が亡乙に帰属する(本件相続財産に含まれる)ものと認めるのが相当である。
- (6)以上に対し、原告は、本件丙名義有価証券等の全部について亡乙が出捐したことが立証される必要がある旨を主張する。

しかしながら、本件丙名義有価証券等の全部について亡乙の出捐によるものと推認できることは、上記に説示したとおりである。本件においては、本件丙名義有価証券等の法律的な帰属が争われているものであるところ、その名義人である丙に帰属するものでないことは当事者間に争いがなく、その購入の原資を原告が拠出したものと認めるのは困難であるのに対し、亡乙は、税理士業による収入を自ら管理及び運用し、十分な資力を有し、現実に自己名義の預金口座から購入の原資の過半となる資金を入金しているのであって、亡乙のほかには出捐者を想定し難いのであるから、亡乙が購入の原資の全部について出捐したと認めるのが自然であるといえる。したがって、本件丙名義有価証券等の購入の原資となった資金について、亡乙以外の名義における拠出元が個別具体的に証拠により明らかにされないからといって、上記の法律的な帰属を認定判断することの妨げとなるものではないというべきである。よって、原告の上記主張は、上記の認定判断を左右するものではない。

3 本件更正処分等の適法性に関する小括

以上のとおり、本件丙名義有価証券等のうち本件係争部分は本件相続財産に含まれると認められるところ、原告は、本件更正処分の適法性に関するその余の点を争わないから、本件更正処分は適法である。

また、原告は、本件丙名義有価証券等のうち本件係争部分を除く部分のみを本件相続財産に含まれるとして申告をしていたのであり、こうした申告をしたことに正当な理由(通則法65条4項1号)があることについては何ら主張、立証がないから、本件賦課決定処分も適法である。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部裁判長裁判官 清水 知恵子

裁判官 進藤 壮一郎 裁判官 池田 美樹子

(別紙1)

指定代理人目録

大原 高夫、橋口 政憲、山下 栄子、小柳 誠、中澤 直人、大倉 英将

以上

本件更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

1 本件更正処分の根拠

(1) 課税価格の合計額(別表2順号13の「各人の合計額」欄の金額)

2億1401万7000円

上記金額は、本件共同相続人ら各自の課税価格の合計額であり、当該各人の下記アの取得財産の価額(別表 2 順号 1 0 の各人欄の金額)から、当該各人がそれぞれ負担する下記イの債務等の金額(同表順号 1 1 の各人欄の金額)を控除した後の各金額につき、国税通則法(ただし、平成2 3 年法律第 1 1 4 号による改正前のもの。以下「通則法」という。) 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数金額を切り捨てた後の金額(別表 2 順号 1 3 の各人欄の金額)を合計した金額である。

ア 取得財産の価額(別表2順号10の「相続税評価額等」欄の金額)

2億1837万3696円

上記金額は、本件共同相続人らが本件相続により取得した財産の価額(下記(ア)の価額)に、相続税法(ただし、平成22年法律第51号による改正前のもの。以下同じ。)3条に基づき本件共同相続人らが相続により取得したものとみなされる財産の価額(下記(イ)の価額)を加算した金額である。

(ア) 本件相続により取得した財産の価額

2億0546万4641円

上記金額は、本件共同相続人らが本件相続により取得した財産の価額の合計額であり、下 記 a 及び b の合計額である。

このうち、下記 a の財産については、亡乙が平成16年6月24日付けで作成した自筆証書(本件遺言書)において、当該財産を原告に相続させる旨遺言をしていることから、相続税の計算においては、下記 a の財産を原告が相続したもの(分割済財産)とした。

また、下記 b の財産については、本件遺言書において、丙及び原告に当該財産を相続させる旨及びそれぞれの取得分は丙及び原告の 2 人で相談して決めるよう記載されているところ、本件更正処分が行われた時点において、当該財産について丙及び原告の間で遺産分割協議が成立した事実は認められないから、当該財産は丙及び原告の間において未分割財産であるとした。

a 分割済財産の価額(別表2順号3の「相続税評価額等」欄の金額)

749万2487円

上記金額は、本件相続財産のうち、本件遺言書に基づき原告が取得したものとした財産の価額の合計額であり、次の(a)及び(b)の合計額である。

(a) 土地の価額

438万6554円

上記金額は、別表5の「相続税評価額」欄にそれぞれ記載された金額の合計額である。

(b) 家屋の価額

310万5933円

上記金額は、別表 6 順号 2 の「相続税評価額」欄の金額であり、本件修正申告書第 1 表に記載されている金額と同額である。

b 未分割財産の価額(別表2順号8の「相続税評価額等」欄の金額)

1億9797万2154円

上記金額は、本件相続財産のうち、本件遺言書に基づき、丙及び原告の間において未分割であるとした財産の価額の合計額であり、次の(a)から(d)までの合計額である。

なお、未分割財産が存する場合の相続税の課税価格の計算について、相続税法55条は、各共同相続人が民法(904条の2を除く。)の規定による相続分の割合に従って当該未分割財産を取得したものとしてその課税価格を計算する旨規定しているところ、本件相続に係る未分割財産について原告が取得したものとする金額の算定過程は、次の①から③までのとおりである。

- ① 相続財産全体の金額(別表3順号1の金額)に民法900条1号及び902条に規定する原告及び他の相続人(丙)の相続分の割合(別表3順号2の各割合)を乗じる。
- ② 上記①により算出された各金額(別表3順号3の各人の金額)から、分割済財産の価額(別表3順号4の各人の金額)を控除し、原告及び他の相続人が取得する未分割財産の価額を算出する(別表3順号5の各人の金額)。
- ③ 個々の未分割財産の評価額(別表6~9-2に記載された各財産のうち「本件相続に係る取得者」欄が「未分割」とされている財産の「相続税評価額」欄の金額参照)に、上記②により算出された各人ごとの未分割財産の価額が当該価額の合計額に占める割合(別表3順号6の各人の割合)を乗じて算出した額(1円未満の端数を切り捨てた後のもの)を各人ごとに合計した額が、本件相続に係る未分割財産について同人らがそれぞれ取得したものとされる金額となる(別表2順号4から7までの「原告」及び「丙」欄の金額)。
- (a) 家屋の価額57万1914円上記金額は、別表6順号1の「相続税評価額」欄の金額であり、本件修正申告書第1
- (b) 有価証券の価額 1億6498万1407円 上記金額は、別表7-1~7-3の「合計額」欄に記載された金額の合計額である。
- (c) 現金・預貯金等の価額 2945万1411円 上記金額は、別表8の「合計額」欄に記載されている金額である。
- (d) その他の財産の価額 $296 \pi 7422$ 円 上記金額は、別表9-1順号 $2\sim17$ の「相続税評価額」欄の各金額と別表9-2の「相続税評価額」欄の「合計額」欄に記載された金額との合計額である。
- (イ) みなし相続財産の価額(別表2順号9の「相続税評価額等」欄の金額)

1290万9055円

上記金額は、相続税法3条1項2号の規定により、本件共同相続人らが相続により取得したものとみなされる退職手当金などのうち、同法12条1項6号に基づき計算した非課税限度額を超える部分の金額である。

イ 債務等の金額(別表10の「合計額」欄) 上記金額は、別表10の「合計額」欄の金額である。

1表に記載されている金額と同額である。

435万5302円

(2) 納付すべき相続税額

原告の納付すべき本件相続税の額は、相続税法15条から17条までの各規定に基づき、次の とおり算定したものである。

ア 課税遺産総額(別表4順号3の金額)

1億3401万7000円

上記金額は、前記(1)の課税価格の合計額(別表2順号13及び別表4順号1の金額)から、相続税法15条の規定により、5000万円と1000万円に本件相続に係る相続人の数である3を乗じた金額3000万円との合計額8000万円(別表4順号2の金額)を控除した後の金額である。

イ 法定相続分に応ずる取得金額(別表4順号5の「原告」、「丙」及び「丁」欄の金額)

(ア)原告(法定相続分4分の1)

3350万4000円

(イ) 丙(法定相続分2分の1)

6700万8000円

(ウ)丁(法定相続分4分の1)

3350万4000円

上記各金額は、相続税法16条の規定により、本件共同相続人らが前記アの課税遺産総額を 民法900条の規定による相続分(別表4順号4)に応じて取得したものとした場合の各人の 取得金額(ただし、昭和34年1月28日付け直資10による国税庁長官通達「相続税法基本 通達の全部改正について」〔平成24年6月27日付け課資2-10ほかによる改正前のも の〕16-3の取扱いにより、相続人ごとに1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金 額)である。

ウ 相続税の総額(別表2順号14の「各人の合計額」欄及び別表4順号7の金額)

2250万4000円

上記金額は、上記イ(ア)から(ウ)までの各金額に、それぞれ相続税法16条に定める税率を乗じて算出した金額(別表4順号6の各金額)の合計額である。

エ 原告の納付すべき相続税額(別表2順号17の「原告」欄の金額) 972万2700円 上記金額は、相続税法17条の規定により、前記ウの金額に、原告の課税価格9246万5 000円(別表2順号13の「原告」欄の金額)が、課税価格の合計額2億1401万700 0円(別表2順号13の「各人の合計額」欄の金額)のうちに占める割合(別表2順号15の 「原告」欄の割合)を乗じて算出した金額(ただし、通則法119条1項の規定により100 円未満の端数を切り捨てた後の金額)である。

2 本件更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の納付すべき本件相続税の税額は、前記1 (2) エのとおり972万2700円であるところ、本件更正処分(ただし、平成26年12月4日付け異議決定による一部取消し後のもの)における原告の納付すべき税額は、これと同額であるから、本件更正処分は適法である。

3 本件賦課決定処分の根拠及び適法性

上記2のとおり、本件更正処分は適法であるところ、原告は、本件更正処分における納付すべき 税額を過少に申告していたものであるから、原告に対しては、通則法65条1項及び2項に基づき 過少申告加算税が課されることとなる。

原告に課される過少申告加算税の金額は、本件更正処分により新たに納付すべきこととなった相続税額665万円に、通則法65条1項に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額66万5000円と、本件更正処分により新たに納付すべきこととなった上記相続税額665万円に、同条2項に基づき100分の5の割合を乗じて算出した金額33万2500円とを合計した金額99万7500円であり、この金額は、本件賦課決定処分(ただし、平成26年12月4日付け異議決定による一部取消し後のもの)による過少申告加算税の金額と同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

争点に関する当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

(1) 預貯金や有価証券の帰属の認定基準

被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであるか否かは、当該財産又はその購入原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合考慮して判断するものと解されている。

(2) 本件丙名義有価証券等のうち本件係争部分は、本件相続財産に含まれること

ア 本件各証券口座の管理及び運用

本件各証券口座の管理及び運用については、亡乙が自ら行っていたほか、丙が亡乙の指示の下、あるいは同人と相談した上で行っており、原告は関与していなかったから、その実質的な主体は、丙が行っていた時期も含めて、一貫して亡乙であったと認められる。

イ 丙各証券口座の原資について

丙各証券口座への資金流入9984万5280円のうち、丙名義の預金口座から入金された金額は8571万5280円である。この点に関し、平成17年1月1日時点の丙名義の預金口座の残高は361万5460円であり、また、同日から本件相続開始日までに同口座に入金された丙の年金及び保険金の合計は3183万8873円であるところ、これらの合計額3545万4333円だけでは上記8571万5280円の資金流入を賄うことはできない(しかも、上記預金口座からは保険料として927万8579円が支払われていることなどに照らせば、上記3545万4333円の全てが丙各証券口座に流入しているとはいえない。)。

他方、丙名義の預金口座へは、亡乙名義の預金口座から5679万0500円もの資金流入がある。そうすると、丁名義の預金口座から1897万2000円の資金流入がある点などを考慮しても、上記5679万0500円の大部分が、丙名義の預金口座から丙各証券口座への資金流入の中に含まれていると認められ、当該部分が、丙各証券口座における有価証券の原資を構成しているといえる。加えて、A横須賀丙口座には、亡乙名義の預金口座から564万円の流入もある。

以上のような本件相続開始日前5年を超える期間の金員の動きに関する各事情を考慮すれば、 丙各証券口座における有価証券の過半は、亡乙の資金を原資として構成されているものと認め られる。

ウ 本件丙名義有価証券等のうち本件係争部分の帰属について

(ア) 前記アで述べた管理及び運用の点、並びに前記イで述べた原資の点に加え、①丙各証券口座の名義人は丙であるものの、丙と亡乙は夫婦であり、家族の中でも夫婦間においては、配偶者の名義で自己の財産を保有、管理することはまれではないこと、②亡乙、丙、原告及び丁の各名義の口座は、必ずしも原資の出捐者の負担部分に応じた区分管理がされていたとはいえないこと、③丙が、平成25年12月3日及び平成26年7月8日、横浜南税務署長に対して、丙各証券口座における有価証券が亡乙に帰属するものであることを前提とした相続税の修正申告書を提出していることを総合勘案すれば、本件丙名義有価証券等は亡乙に帰属

するもの、すなわち、本件相続財産に含まれると優に推認することができる。

(イ)なお、本件丙名義有価証券等が、その名義にかかわらず丙に帰属するものであるとはいえないことは、本件相続開始日までの丙の収入状況に照らしても推認される。

すなわち、丙は、平成15年から平成22年までの間において、平均して年406万円の収入を得ているところ、当該金額に、丙が亡乙の事業に従事した期間である30年(亡乙が丙を青色事業専従者として届け出た昭和55年10月から本件相続が開始した平成22年11月●日まで)を乗ずると1億2180万円となるが、①当該期間中に、上記収入のうちの一定額が、丙自身の日用品費等として費消されていると推認されること、②亡乙が横浜南税務署長に提出した青色事業専従者給与に関する届出書及びこれに係る変更届出書における給与金額の変遷や、昭和55年から平成15年までの間における一般的な賃金上昇の推移からすると、丙が平成15年以前に得ていた給与は、平成15年から平成22年までの間に得ていた給与よりも低額であると推認されること、③丙の生年月日からすると、丙が公的年金を受給し始めたのは、早くても平成7年頃からであると考えられ、それ以前の年分の収入には公的年金が含まれないことからすると、丙が本件相続開始日当時において形成することができた資産の残高は、上記1億2180万円よりも相当低額なものになることが優に推認される。

この点に関し、丙は本件相続開始時において6191万5274円の資産(本件丙名義有価証券等を除く。)を有しているところ、上記①から③までの各事情に鑑みれば、この資産の金額は、推定される丙の収入に照らし相応なものであるといえ、丙が、本件相続開始日当時において、上記金額を超えて1億4907万7606円もの本件丙名義有価証券等を有することができたとは認められない。

(ウ)以上述べたところからすれば、本件丙名義有価証券等のうち本件係争部分は、本件相続財産に含まれるものと認められる。

(3) 原告の主張に対する反論

- ア 原告は、①亡乙の事務所で税理士として26年4か月にわたり勤務していたことにより得た 1億5800万円の給与(亡乙の平成13年分から平成22年分までの所得税の確定申告書に よると、平均月50万円程度)を一切手にすることなく、その全額の運用を亡乙に委ねて、本 件各証券口座で管理されている株式等の購入原資として出資してきたから、その出資金額が1億5800万円を下ることはなく、他方、②亡乙は、自己の収入から自宅や事務所のローン、 生活費、保険料等を支払っており、また、本件相続開始時に約3000万円の現金及び預貯金を有していたことなどからすると、本件各証券口座で管理されている株式等の購入原資として 亡乙が出資した金額は、原告の上記出資金額を上回るものではなく、亡乙の原告に対する給与がなければ上記の資産を形成することは困難であったとして、③本件各証券口座の財産のほとんどは、亡乙と原告の収入を原資として形成されており、少なくとも、本件丙名義有価証券等の2分の1は、原告固有の財産であって、本件相続財産には含まれない旨を主張する。
- イ しかしながら、原告の上記主張は、亡乙の原告に対する給与の全てが本件各証券口座の株式 等に投資されていることを前提とする主張であるところ、亡乙の原告に対する給与は、株式へ の投資のみならず、生命保険契約に係る保険料の支払に充てられるなどしており、現に、原告 は、本件相続開始時において、株式のみならず、原告名義の生命保険等など原告名義の多種に わたる資産を有している。したがって、原告の上記主張は前提を誤るものであって、失当であ

る。

この点について、原告は、別表11に記載された原告名義の生命保険等の掛金は、亡乙の原告に対する給与が充てられたものではなく、亡乙において原告が支払うべきものを負担していたものであるから、亡乙の原告に対する給与とは無関係である旨を主張する。

しかしながら、相続開始前に行われた贈与について何ら客観的証拠がない場合に、事後に、 税務上贈与の存否が問題になることが多いことは、税理士である亡乙や原告は当然認識してい るはずであり、仮に原告が主張するような贈与があったのであれば、原告や亡乙はその事実を 明らかにするものを残しているはずである。それにもかかわらず、原告は、亡乙が原告に対し て支払うべき給与とは別に、原告名義の生命保険等の掛金を負担していたことや、原告に対し てその掛金に相当する額を贈与していたことを示す客観的証拠を提出していないこと等に照ら すと、原告の上記主張は理由がない。

- ウ また、以下のとおり、原告自身に帰属する財産の保有状況からすると、本件丙名義有価証券 等の中に、原告に事実上帰属するものが含まれているとは認められないから、原告の主張には 理由がない。
- (ア)上記ア①のとおり、原告は、亡乙の原告に対する給与の額は平均月50万円程度であり、 その合計額は1億5800万円となる旨主張する。
- (イ) しかしながら、原告が平成15年から平成22年までの間に得た、亡乙から支払われるべき給与収入以外の収入、すなわち、自らの顧客から得た収入は、別表13-2の各年分の「事業」欄及び「給与(専従者分給与相当額以外)」欄の「収入(①)」欄に記載の金額であり、当該各金額から、必要経費の額(同表の「必要経費(②)」欄の金額)を控除した後の金額の各年分の合計額は、同表の各年分の「計」欄に記載の金額であり、8年間の合計額は1636万3494円、1年当たりの平均額は約204万円である。原告が昭和60年から平成14年までの間に自らの顧客から得た収入から必要経費を控除した金額は、税理士になって間もない期間があることも考慮すると、上記約204万円よりも相当低額であったと考えられるから、原告が26年間に自らの顧客から得た収入から必要経費を控除した金額は、1年当たり204万円を下回ると考えられる。

そして、原告は、亡乙以外から支払われる給与等で生活をしており、そこから原告自身の 医療費も支払われていることを踏まえると、原告が自らの顧客から得た収入は、一定額が費 消されていると考えられるから、本件相続開始日当時において原告が有する資産以上の資産 を形成することができるだけの収入であったとは認められない。

(ウ)かえって、原告が本件相続開始時において有する資産は総額1億3378万6592円であり、他方、原告が26年間にわたって亡乙から得たと主張する金額の合計額1億5800万円から当該期間における所得税、住民税及び社会保険料の額2912万円を控除した残額は1億2888万円であるから、原告が亡乙から得たと主張する収入だけでは本件相続開始時において原告が有する資産を形成することはできないのであり、かかる資産には、原告が自らの顧客から得た収入によって形成されたものも含まれているといえる。そして、原告が有する上記の資産は、その収入に見合うものであるといえることからすると、原告が、本件相続開始時に、これらの資産に加え、丙各証券口座において原告に事実上帰属する資産を有していたとはいえず、したがって、本件丙名義有価証券等の中に、原告に事実上帰属するものが含まれているとはいえない。

この点、原告は、26年間の株式の運用により得た利益を考慮した上で、本件相続開始日当時における資産と原告の収入との多寡を判断すべき旨を主張するが、そもそも、原告は、原告に帰属する株式について、26年間に原告が保有する資産の形成に大きく寄与する運用結果が得られたことを示す客観的証拠を摘示していない。そして、株式は、値上がりをすることもあれば値下がりをするリスクもある資産であるから、株式に投資をしたからといって、必ずしも利益が生じるものではなく、現に、平成15年から平成22年における亡乙、丙及び原告の各配当収入金額の合計金額はマイナスであって、当該期間全体でみた場合、株式の運用による利益は生じていない。よって、原告の上記主張は失当である。

エ 原告は、上記ア②に関し、亡乙は所得から所得税、社会保険料、丙や原告に係る生活費等を支払っており、投資に充てることができる所得は限られていたから、亡乙がその所得(原告がいう可処分所得)によって亡乙名義の有価証券のほか本件丙名義有価証券等を形成することができたとは考えられず、また、亡乙名義の預金口座からの5679万0500円の資金流入が亡乙の所得によるものであると説明することもできない旨を主張する。

しかしながら、亡乙の所得のうち投資に充てることができる部分が限られていたとする点については、何らの証拠の摘示がない。また、亡乙は、昭和21年頃から税務職員として、また昭和55年に退官した後は同年から平成22年まで税理士として、実に65年にもわたって勤労していたのであり、その間収入を得て資産を形成してきたはずであるから、原告の上記主張はこうした事実を看過したものである。そして、平成17年から平成22年までの間に亡乙名義の預金口座から流出した金員には、当該期間に亡乙が得た収入だけではなく、平成17年1月1日時点に存している預貯金や、当該時点までの間に長年にわたって形成されてきた資産から化体した金員、すなわち、株式の売却代金や保険料収入等も含まれるのであるから、当該期間の所得金額のみをもって資金流入額に満たないとする原告の上記主張も理由がない。

オ 原告は、被告が、丙各証券口座における有価証券の過半は、亡乙からの原資によって構成されているものと認められる旨を主張したのに対し、本件丙名義有価証券等の「過半」が亡乙の所得を原資とするだけでは足りず、その「全て」が亡乙の所得を原資として構成されていることを立証する責任がある旨を主張する。

しかしながら、被告の上記主張は、亡乙及び本件共同相続人ら名義の各預金口座並びに本件各証券口座間における金員の移動状況を踏まえたものであるところ、上記各預金口座及び本件各証券口座が、必ずしも個々の各口座の各名義人と、各預金口座における預金の原資や本件各証券口座で管理されている有価証券の購入原資の出捐者とを対応させるように区分して管理されていたとは認められないのであるから、上記各預金口座及び本件各証券口座の金員の移動状況だけをみた場合に、丙各証券口座における有価証券の全てが亡乙からの原資によって構成されたことまでを論理的に導くことができないとしても、そのことが、本件丙名義有価証券等が亡乙に帰属するものであるとの判断に直ちに影響を与えるものではない。

この点をおくとしても、丙は、本件相続開始日当時において、推定される丙の収入に見合った資産(本件丙名義有価証券等を除く。)を有しており、これを超える1億4907万7606円もの本件丙名義有価証券等を有することができたとは認められない。また、原告についても、上記ウで述べたとおり、本件相続開始日当時においてその収入に見合う資産以上の資産を有することができたとは認められない。

したがって、本件丙名義有価証券等は、全て亡乙の収入を原資とし、同人に帰属するもので

あると認められる。

カ 原告は、C銀行金沢八景支店の丁名義の預金口座から丙名義の預金口座への1897万20 00円及びA横須賀丙口座への500万円(合計2397万2000円)の資金移動を指摘した上で、本件丙名義有価証券等の全てが本件相続財産に含まれると主張するのであれば、亡乙名義の預金だけではなく丁名義の預金口座からの上記2397万2000円についても、亡乙の可処分所得のみによって構成されることを立証する責任がある旨を主張する。

しかしながら、原告が指摘する資金移動のうち、丁名義の預金口座から1897万2000 円が流入した丙名義の預金口座は、丙各証券口座への資金流出のほか、原告名義の預金口座及び証券口座への資金流出や丙名義の保険料の支払に係る出金がある口座であり、資金の移動状況だけをみても、丁名義の預金口座から丙名義の預金口座へ移動した1897万2000円の全てが本件丙名義有価証券等の原資になっているか否かは必ずしも明らかではない。そうであれば、本件丙名義有価証券等が亡乙の相続財産であることを立証するに当たって、丁名義の預金口座から丙名義の預金口座及び証券口座に移動した合計2397万2000円の全てが亡乙の可処分所得から構成されていることまで立証しなければならないものとはいえないから、原告の上記主張は的外れである。

また、上記の丁名義の預金口座は、丁が管理していたものではなく、その預金の原資の出捐者も丁ではないから、丁名義の預金口座から丙名義の預金口座及びA横須賀丙口座に移動した合計2397万2000円の原資の出捐者が丁であるとはいえない。

したがって、丁名義の預金口座から丙名義の預金口座や証券口座に移動した資金が本件丙名 義有価証券等の原資の一部になっていたとしても、当該原資の出捐者は丁ではない。

キ 原告は、本件各証券口座における株式等の購入原資を出資していた旨の上記1 (3) ①及び ②の主張に関し、原告及び亡乙の間には、互いに出資して株式等により利益を得ることを目的 とする組合契約が成立していたと評価できる旨主張するが、当該主張の趣旨は判然としない上 に、そもそも原告と亡乙との間でかかる契約が成立したことを示す客観的証拠は何ら存せず、 両人の間で当該契約が成立していたとは到底認められない。

2 原告の主張の要旨

- (1) 本件各証券口座における資産の購入原資には、亡乙から原告に支払われるはずの給与が含まれていること
 - ア 亡乙は、昭和21年頃から税務署で勤務した後、昭和55年に退官して税理士登録し、その 後は他界するまで税理士として稼働していた。他方、原告は、昭和60年に税理士登録し、亡 乙の事務所で勤務していた。亡乙は、上記事務所において他の事務職員を雇用したことはなく、 20年以上、原告と二人三脚で上記事務所の切り盛りをしていた。

原告は、税務申告上、亡乙から賃金(青色事業専従者給与)が支払われる形となっていたが、 実際には一切手にしておらず、亡乙の証券取引等の原資となることも含めて、その全額の運用 を亡乙に委ねていた。その額は、平均して毎月50万円程度であり、これを原告が亡乙の下で 稼働していた26年4か月に換算すると、合計1億5800万円となる。なお、原告は、両親 である亡乙及び丙と生計を一にしていたし、事務所の収入の外に、原告固有の顧客から支払わ れる収入が別にあったため、生活に困ることはなかった。

他方、亡乙は、自身の所得の一部を資産運用の原資として活用してきたが、亡乙の所得金額は、同人の死亡前10年間の確定申告書によれば、平成13年度の764万9819円から

徐々に減少し、平成21年度が466万8420円、平成22年度が311万0358円となっていた。亡乙は、こうした所得の中から、自身や妻丙及び子である原告の生活費を工面したり、自宅のローン等を支払ったりしていたのであるから、上記の所得(可処分所得)の金額は限られていたといえ、亡乙の原告に対する給与を充当することなく、亡乙の可処分所得のみによって約1億4907万円にものぼる本件丙名義有価証券等を形成することは不可能であった。むしろ、平成17年度から平成22年度までの所得の金額に照らすと、原告の所得が亡乙の所得を上回っていた状況にあったから、本件丙名義有価証券等の原資に充てられたものは亡乙の原告に対する給与であったとみるべきである。

イ 上記アのとおり、原告は、亡乙に対し、本来原告に支払われるべき青色事業専従者給与の運 用を委ね、その寄与により本件丙名義有価証券等が形成されたのであって、これを法的に評価 すると、原告と亡乙との間には、互いに出資して株式等により利益を得ることを目的とする組 合契約(以下「本件組合契約」という。)が成立しており、本件丙名義有価証券等は本件組合 契約に基づき形成された財産であると評価できる。そして、組合業務により造成された財産は、 その一部の所有名義が組合員のうちの1人の名義となっていても、実質的に各組合員が組合業 務を目的として一種の組合契約を締結し、その事業執行の結果得られた財産とみられるから、 組合員の一部が死亡し、他に組合員がいる場合には、組合の解散に準じその出資割合に応じて 残余財産を精算し、その精算の結果、他の組合員の取得する持分(他の組合員の固有持分)に 相当する部分は、相続財産から除外し、死亡した組合員の取得分のみを相続財産として取り扱 うべきであるし、仮に、本件において、組合の解散又は解散に準じる事実が認められないとし ても、組合員が脱退により払戻しを受けられる組合財産は、脱退時における当該組合員の組合 財産に対する持分割合に従って決せられるのであり、これを超えて組合財産の払戻しを受ける ことはできないのであるから(民法681条1項)、他の組合員の固有持分に相当する部分は 相続財産から除外し、死亡した組合員の持分に相当する部分のみを相続財産として取り扱うべ きものと解するのが相当である。

したがって、本件丙名義有価証券等については、組合員である亡乙と原告との間で、上記の 出資割合又は持分割合に従い清算等がされるべきであるから、本件丙名義有価証券等のうち、 少なくともその価額の50%に相当する部分(本件係争部分)については原告に帰属し、本件 相続財産に含まれない。よって、本件係争部分を含む本件丙名義有価証券等の全部が本件相続 財産に含まれるものとしてされた本件更正処分等は違法である。

(2) 被告の主張に対する反論

ア 被告は、原告が本件相続開始時において総額1億3378万6592円の資産を有していた ことを根拠に、原告はその収入に見合うだけの十分な資産を有していたから、当該資産に加え て、丙各証券口座における資産を有していたとはいえない旨を主張する。

しかしながら、被告が主張する資産のうち、原告名義の預貯金300万9066円(別表11(1))は、亡乙から原告に対して支払われるはずの賃金とは関係がなく、原告が税理士として独自に稼働して形成した資産である。また、原告名義の生命保険等は、亡乙が、その可処分所得の中から、子であり共同経営者でもある原告の掛金を負担したものであり、亡乙から原告に支払われるはずであった給与を原資としたものではない。それにもかかわらず、被告は、本件丙名義有価証券等が本件相続財産に含まれるか否かを検討するに際し、本件相続開始時の原告の保有財産にこれらの資産が含まれていることを看過しており、失当である。

また、被告が主張するように、亡乙の原告に対する給与の額と本件相続開始日当時における 原告名義の資産の額を比較するのであれば、前者を原資とする約26年間にわたる株式の運用 から得られた利益をも考慮した上で比較すべきところ、被告はこの点を全く考慮していないか ら、この点でも被告の上記主張は失当である。

イ 被告は、亡乙名義の預金口座から丙名義の預金口座に5679万0500円の資金流入があること等を根拠として、本件丙名義有価証券等は亡乙の原資により形成された旨を主張する。

しかしながら、被告は、本件丙名義有価証券等の全部が本件相続財産に含まれる旨を主張するのであるから、その「過半」が亡乙の所得を原資とするだけでは足りず、その「全て」が亡乙の所得を原資として構成されていることを立証する責任がある。また、C銀行金沢八景支店の丁名義の預金口座から丙名義の預金口座への1897万2000円及びA横須賀丙口座への500万円(合計2397万2000円)の資金移動があるから、本件丙名義有価証券等の全てが本件相続財産に含まれると主張するのであれば、亡乙名義の預金だけではなく丁名義の預金口座からの上記合計2397万2000円についても、亡乙の可処分所得のみによって構成されることについて立証されることが必要である。ところが、本件においてこうした立証はないから、被告の上記主張は失当である。

以上

別表1 課税処分等の経緯

(単位:円)

順号	区分	年月日	課税価格	納付すべき税額	過少申告加算税
1	当初申告	平成23年9月12日	33, 828, 000	1, 400, 600	_
2	修正申告	平成26年2月7日	64, 136, 000	3, 069, 500	_
3	加算税 賦課決定処分	平成26年3月26日			179, 000
4	更正処分等	平成26年7月8日	115, 969, 000	15, 250, 500	1, 827, 000
5	異議申立て	平成26年9月5日	82, 995, 000	6, 049, 300	445, 500
6	異議決定 (一部取消)	平成26年12月4日	92, 465, 000	9, 722, 700	997, 500
7	審査請求	平成26年12月25日	82, 847, 000	6, 031, 000	444, 000
8	審査裁決	平成27年12月9日	棄却		

(単位:円)

順号	区分	相続税評価額等	各人の合計額	原告	丙				
	(分割済財産)								
1	土地(注1)	4, 386, 554	4, 386, 554	4, 386, 554	0				
2	家屋(注2)	3, 105, 933	3, 105, 933	3, 105, 933	0				
3	小計	7, 492, 487	7, 492, 487	7, 492, 487	0				
	(未分割財産)								
4	家屋(注3、7)	571, 914	571, 913	249, 790	322, 123				
5	有価証券(注4、7)	164, 981, 407	164, 981, 351	72, 057, 592	92, 923, 759				
6	現金・預貯金等(注5、7)	29, 451, 411	29, 451, 396	12, 863, 251	16, 588, 145				
7	その他の財産(注6、7)	2, 967, 422	2, 967, 374	1, 296, 034	1, 671, 340				
8	小計	197, 972, 154	197, 972, 034	86, 466, 667	111, 505, 367				
	(みなし相続財産)								
9	退職手当金等(注8)	12, 909, 055	12, 909, 055	0	12, 909, 055				
10	取得財産の価額	218, 373, 696	218, 373, 576	93, 959, 154	124, 414, 422				
11	債務等(注9)	4, 355, 302	4, 355, 302	1, 493, 554	2, 861, 748				
12	差引純資産価額 (10の金額-11の金額)	214, 018, 394	214, 018, 274	92, 465, 600	121, 552, 674				
13	課税価格(注10)		214, 017, 000	92, 465, 000	121, 552, 000				
14	相続税の総額 (別表3順号7の金額)		22, 504, 000						
15	按分割合(注11)			92, 465, 000 / 214, 017, 000	121, 552, 000 / 214, 017, 000				
16	各人の算出税額 (14の金額×各人の15の割合)		22, 503, 999	9, 722, 743	12, 781, 256				
17	納付すべき相続税額 (注12)		22, 503, 900	9, 722, 700	12, 781, 200				

- (注) 1 順号1の「相続税評価額等」欄の金額は、租税特別措置法69条の4 (小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)を適用した後の金額であり、別表4の「相続税評価額」欄の各金額の合計額である。
 - 2 順号2の「相続税評価額等」欄の金額は、別表5順号2の「相続税評価額」欄の金額である。
 - 3 順号4の「相続税評価額等」欄の金額は、別表5順号1の「相続税評価額」欄の金額である。
 - 4 順号5の「相続税評価額等」欄の金額は、別表6-1ないし6-3の「合計額」欄の金額の合計額である。
 - 5 順号6の「相続税評価額等」欄の金額は、別表7の「合計額」欄の金額である。
 - 6 順号7の「相続税評価額等」欄の金額は、別表8-1順号2ないし17の「相続税評価額」欄の金額と別表8-2の「合計額」欄に記載された「相続税評価額」欄の金額との合計額である。
 - 7 順号 4 ないし 7 の各人の金額は、それぞれの評価額に別表 2 順号 6 の各人ごとの未分割財産の取得割合を乗じて算出した金額である。
 - 8 順号9の「相続税評価額等」欄の金額は、別表8-1順号1の「相続税評価額」欄の金額である。
 - 9 順号11の「相続税評価額等」欄の金額は、別表 9 「合計額」欄の金額である。
 - 10 順号13の各人の金額は、通則法118条 1 項の規定により、1,000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。
 - 11 順号15の割合は、順号13の「合計額」欄の金額に各人の欄の金額が占める割合である。
 - 12 順号17の各人の金額は、通則法119条 1 項の規定により、順号16欄の各人の金額の100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

別表 3 から別表 6 まで、別表 7-1 から別表 7-3 まで、別表 8 、別表 9-1 から別表 9-2 まで、別表 1 0 から別表 1 2 まで、別表 1 3-1 から別表 1 3-2 まで、別表 1 4 省略